

# 労働組合の資格審査

労働組合を結成するに当たっては、行政官庁の許可、認可などの手続は、一切必要ありません。

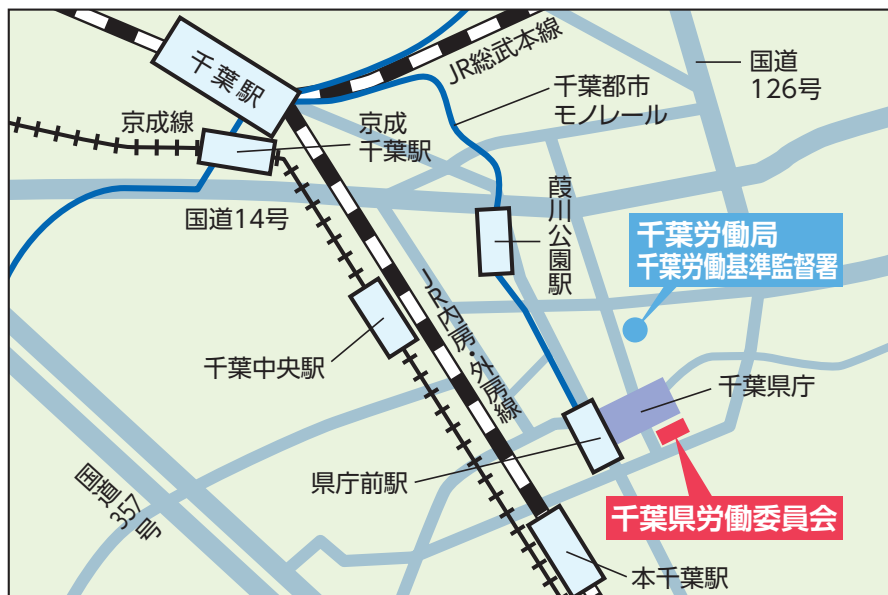
ただし、不当労働行為の救済申立てをするなど、労働組合法などに定める手続を行う場合には、労働委員会による組合の資格審査が必要です。

審査は、「自主的な労働組合といえるかどうか」「民主的な労働組合に必要な規約を備えているかどうか」について行われます。

## 審査が必要になるのは、以下のような場合です。

- (1) 不当労働行為の救済を申し立てるとき。
- (2) 労働委員会の労働者委員の候補者を推薦しようとするとき。
- (3) 組合の名前で財産を持ったり、取引をしたりするために法人登記をしようとするとき。
- (4) 労働協約の地域的拡張適用の申請をしようとするとき。
- (5) 職業安定法で定められている無料の職業紹介事業又は労働者供給事業の許可申請をするために、証明書が必要なとき。(職業安定法第33条、45条)

### 案内図



### 千葉県労働委員会 (県庁南庁舎7階)

電話 043-223-3735 (労働争議の調整・個別的労使紛争のあっせん)  
043-223-3736 (不当労働行為の審査・労働組合の資格審査)

労使間のトラブルでお困りのときは、労働委員会をご利用ください。

詳しくは **千葉県労働委員会**  で